

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(所得税)

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、防衛特別所得税(仮称)が創設される。併せて、家計の現状に配慮し、当分の間の家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率が引き下げられる。

2.内容

① 防衛特別所得税(仮称)の創設

・税額:基準所得税額×**1.0%**

・課税期間:2027(令和9)年から当分の間

② 復興特別所得税の税率の引き下げ

・税額:基準所得税額×2.1%⇒**1.1%**

・課税期間:2047(令和29)年12月31日まで

3.適用時期

2027(令和9)年分以後の課税期間より適用

4.影響

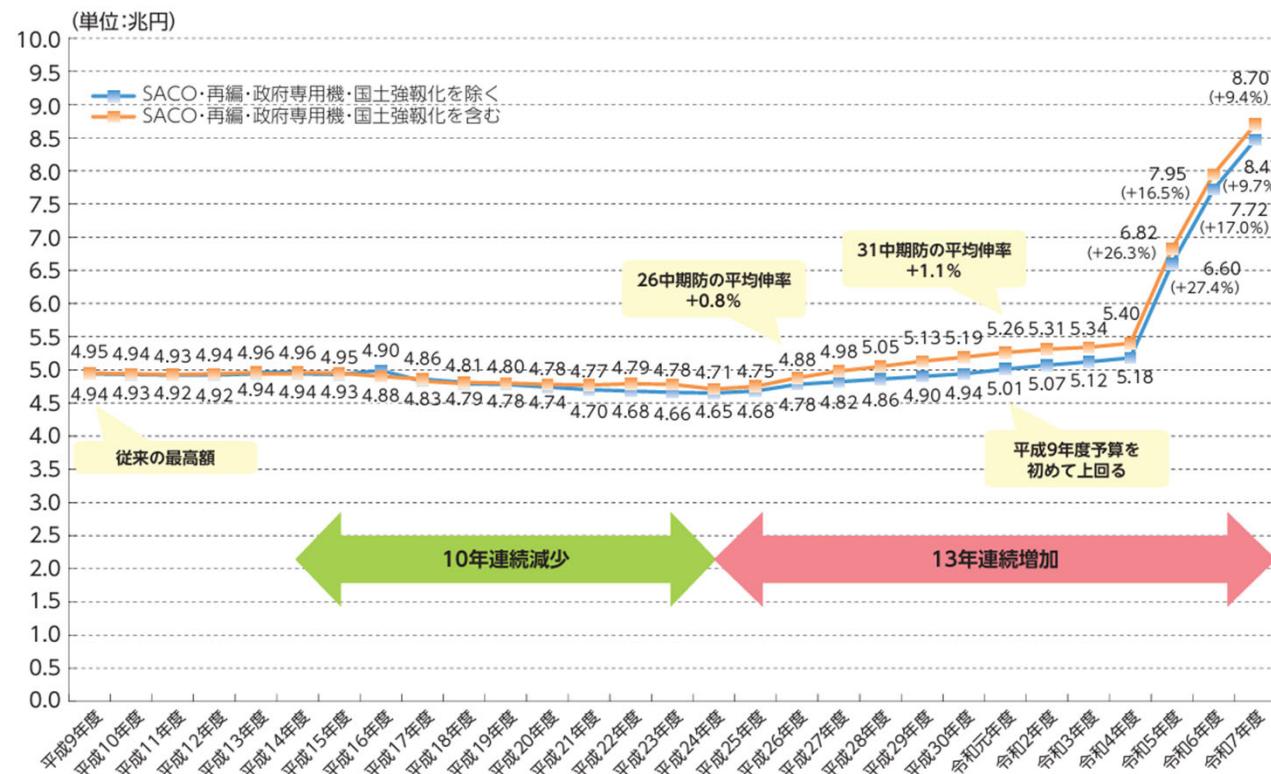
防衛費財源の上乗せ相当額分の復興特別所得税が減税されるため、当分の間、年間当たりの納税額は変わらない。ただし、復興特別所得税の課税期間が2037(令和19)年12月31日から10年間延長されるため、実質的な税負担は増加することになる。

1. 改正の趣旨・背景

日本の安全保障環境は、周辺国による軍事力の近代化や強化、さらには軍事活動の活発化により、急速に変化している。こうした状況を踏まえ、防衛費は毎年度増加傾向にある。防衛力を抜本的に強化するためには、歳出・歳入の両面から安定した財源を確保することが不可欠であり、2027(令和9)年度において防衛費財源約1兆円を確保するため、法人税・所得税・たばこ税の3税目について税制上の措置が講じられる。2026(令和8)年度税制改正では、改正内容が決まっていなかった所得税に関する税制措置が講じられる。

図表II-3-2-2

防衛関係費（当初予算）の推移



(出典:防衛省:令和7年版 防衛白書)

(所得税:防衛力強化に係る財源確保のための税制措置)

2. 改正の内容

(1) 内容

所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)が創設される。一方で、足下の家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率は1%引き下げられる。また復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を2047(令和29)年までの10年間延長される。

(2) 制度比較

改正前後の制度の比較は、以下の表のとおりです。

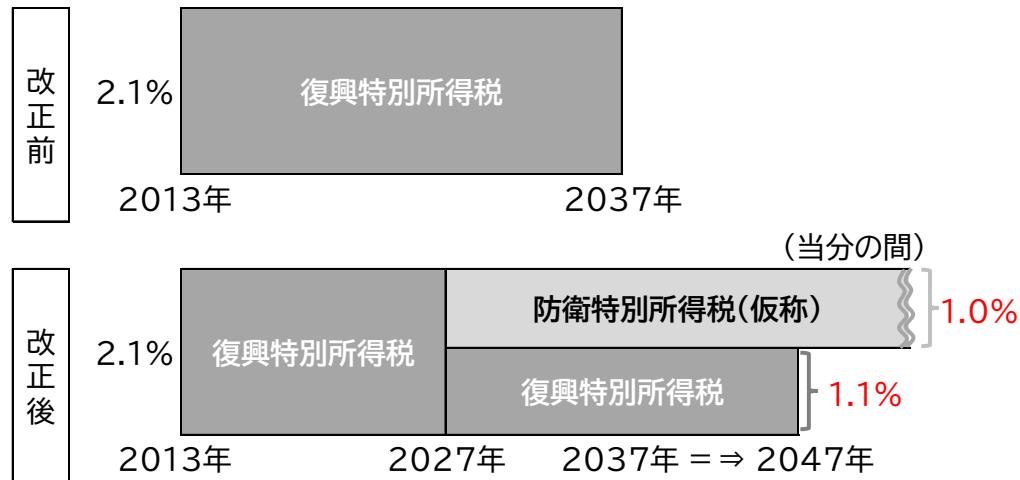
項目	現行制度	税制措置 (2027(令和9)年以降)
防衛特別所得税(仮称)	—	税額:基準所得税額× 1.0% 課税期間:当分の間(期間未定)
復興特別所得税	税額:基準所得税額×2.1% 課税期間:2037(令和19)年12月31日まで	税額:基準所得税額× 1.1% 課税期間: 2047(令和29) 年12月31日まで

3. 適用時期

2027(令和9)年分以後の課税期間より適用

4. 影響

防衛費財源の上乗せ相当額分の復興特別所得税が減税されるため、当分の間、年間当たりの納税額は変わらない。ただし、復興特別所得税の課税期間が2037(令和19)年12月31日から10年間延長されるため、実質的な税負担は増加することになる。



5. 参考

防衛費の財源確保のための法人税とたばこ税の税制措置(令和7年度改正内容)

(1) 防衛特別法人税

① 法人税の各事業年度の基準法人税額について、下記算式に基づき防衛特別法人税が課税される。

$$\text{算式} : (\text{基準法人税額} \triangle \text{基礎控除額}) \times 4\% \triangle \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税}$$

500万円

② 2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度より適用

5. 参考

(2)たばこ税

①2段階に分けて、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算本数を見直し、課税標準の換算方法を変更する。

		A 改正前の換算方法	B 改正後の換算方法
改正前		改正前の換算本数×1.0	—
改正後	2026(令和8)年4月1日	改正前の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
	2026(令和8)年10月1日	—	新換算本数×1.0

【新換算方法】

・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ 0.35g=紙巻たばこ1本

・上記以外の加熱式たばこ 0.2g=紙巻たばこ1本

※品目ごとの1個当たり重量4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって 紙巻たばこ20本に換算

②3段階に分けて、たばこ税の税率を引き上げる特例措置を講じる

実施時期	税率	左記以外※
本則	6,802円	14,424円
2027(令和9)4月1日	7,302円	14,924円
2028(令和10)4月1日	7,802円	15,424円
2029(令和11)4月1日	8,302円	15,924円

(単位:1,000本につき)

※特定販売業者以外の者より保税地域から引き取られる
製造たばこ

③加熱式たばこの本数換算及び課税標準の改正は2026(令和8)年4月1日と10月1日の2段階、
税率の改正は2027(令和9)年4月1日、2028(令和10)年4月1日、2029(令和11)年4月1日
の3段階で適用